

## 序 章

# 大学評価を受ける意義、趣旨・目的

---

昭和 28 年に東洋大学は、「会員の自主的努力と相互的援助によって我が国における大学の質的向上を図る」という設立趣旨に賛同し、「大学基準」を受け入れ、大学基準協会の 37 番目の正会員となった。それから東洋大学は発展的拡大を遂げ、我が国有数の大規模大学に成長した。平成 8 年には財団法人大学基準協会が開始した「相互評価」制度に第 1 号で申請し、「大学基準に適合する」と認定を受けた。これは弛まぬ反省と新たな計画の立案、実行という自主的努力の賜物であったことはいままでもない。

大学基準協会の「相互評価」制度は 10 年（現在は 7 年）周期で継続的に「相互評価」を受けるものとされていた。それから既に 10 年が経過しようとしており、「相互評価」という文脈で捉えれば時期が遅いといわざるを得ない。しかし、その間に大学を取り巻く法制度が、自己点検・評価の大学設置基準上の義務化、大学設置基準から学校教育法第 69 条の 3 第 1 項への規定の格上げ、それと同時に「認証評価」の義務化と大きく変化した。東洋大学はこの「認証評価」への対応と「相互評価」という 2 つの制度を踏まえた検討に迫られた。「相互評価」周期で考えれば平成 18 年度申請が妥当であったとも考えられるが、平成 19 年度申請としたのは、これらの制度変更と学内の調整を図った結果のことであった。

また、教育・研究面においても東洋大学は平成 12、13 年度に大掛かりな教学改革を断行し、5 学科同時新設、学科名称変更、短期大学の改組転換、教育課程の見直しなどを行った。その後も継続的に組織改革を進めているが、この教学改革の成果を十分に検証する上でも平成 18 年度に全学的な自己点検・評価を行い、その結果を平成 19 年度に大学評価申請を行うことで検証することが最も有効であると考えたのである。

大学はこれから持続的な発展を遂げていくためには、一人の優れたマネジメントではなく、全構成員が大学の現状に甘んじることなく、長所をさらに伸ばし、問題点を改善していく活動を継続的に行っていく必要がある。その歩みは遅々たるものとなることもあろう。しかし、大学における教育・研究は短期間で変わるものではなく、中・長期的に実施していく必要があると東洋大学では考えている。平成 16 年度から中期目標・中期計画を策定し活動しているのは、確かな発展のための活動である。確かに、制度的な変化が背景にあることは疑いのない事実であるが、東洋大学が学校教育法第 69 条の 3 第 2 項に基づく認証評価を申請するにあたっては、この中期目標・中期計画の策定開始から数年を経て、その検証の意味を込めたものなのである。また、前述のような法制度の変更を踏まえた活動として、東洋大学の教育・研究の状況を社会に明らかにし、自らの教育・研究の質の保証を行うことが、大学の社会的責任であることを自覚し行うものである。

この大学評価を申請するにあたっての目的は以下のようである。

## 東洋大学の理念、目的、教育目標等について、全教職員が改めて議論し理解を深めること

日常の教育研究活動は多忙であり、理念や目的といったことを忘れがちになる。また、これらはその時代に則して読まれるべきものでもある。従って、東洋大学の現状を検証するうえでも、改めて理念、目的、教育目標とは何かを検討するためのツールとすることを重要な目的とした。

## 現状を明確に認識すること

問題点や長所を把握するためには、現状が理念や目的に基づいて検討されるべきである。従って、現状がどうなっているかを検証することの重要性は極めて大きいのである。我々はこの作業を怠ることなく、実際の活動を見つめ直すことを行った。

## 具体的な改善策を自律的に設定することを通じて明確な目標を持つこと

だが、いくら現状を把握してもそこで終わってしまうのは「現状と課題」で終わってしまう。この自己点検・評価報告書では現状の記述に止まることなく、我々が認識した現状を東洋大学の理念、目的、教育目標に即して検証し、問題点に対する改善方策、長所をより伸張する方策を具体的に明らかにする作業を行った。

## アカウンタビリティ

大学の自律的な改革、改善とその状況の説明責任は、一対で語られるべきものである。東洋大学は全ての関係者に対して、東洋大学の教育研究の質を保証するのは何よりも我々自身であることを改めて認識し、広く社会に対して東洋大学の質を保証していくとともに、その営為を広く社会に対して公表していくという姿勢で点検・評価作業を行った。そのため、本報告書は学外者の方が読まれても内容を理解できるように配慮している。

なお、大学基準協会への平成 19 年度大学評価申請にあたり、東洋大学では自己点検・評価委員会のもとで行われている日常的な点検・評価を踏まえ、教育研究面は「教育研究のための評価・改善・企画委員会」において全学部長、研究科委員長等の参画を得て評価作業の方向性の検討が行われた。また実際の調書作成については、教学担当常務理事が本部長、学長が副本部長となる「大学評価統括本部会議」を設置し、事務局の大学評価支援室とともに大学評価申請全般の業務を担当した。この「大学評価統括本部」は、学校法人と大学が有機的に関与しながら業務を行う体制となっている。